

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

令和元年7月16日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇年〇月〇日私と県が協議した関係書類全部県土整備部阿南」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年7月30日、実施機関は、本件請求に対して「請求に係る保有個人情報は、作成し又は取得しておらず、保有個人情報が存在しないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知している。

### 3 審査請求

令和元年8月1日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年5月19日、実施機関は、旧条例第42条及び徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16号）附則第7項の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を隠してインペイしているので出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求において、審査請求人が開示を求めている文書は県と審査請求人がやり取

りを行った際に、作成した文書等と思われる。請求に係る文書は、作成し又は取得したという事実はなく、保有個人情報には存在しない。

以上により、実施機関は旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は存在しないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和〇年〇月〇日に審査請求人が県とやり取りを行った際に作成したと考えられている文書等の開示を求めたものと解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、やり取りを行った際の文書等は作成しておらず、取得したという事実はないため保有していないとのことである。

イ 審査請求人は、県土整備部阿南で協議した関係書類があると主張しているが、これらの文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る保有個人情報が記録された文書の存在を認めることはできない。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成し又は取得しておらず、不存在であるとして行った実施機関の本件決定は妥当であると判断する。

### 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年5月19日	諮問
同 年7月28日 第3部会（第2回）	審議
同 年9月 1日 第3部会（第3回）	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
遠藤理恵子	弁護士	
篠原靖典	徳島文理大学大学院人間生活学研究科教授	
竹原大輔	弁護士	会長
田中里佳	公認会計士、税理士	